

**G20 財務相・中央銀行総裁会議でも注目された
国際金融取引税（所謂トービン税）の議論**

経済調査部 上席研究員 山口 綾子

11月6-7日に英国セントアンドリュースで行われたG20財務相・中央銀行総裁会議では、9月のG20首脳会議の合意を受けた「世界経済の不均衡是正にむけた枠組みの具体化」が焦点とされ、声明文ではG20が今後の工程表に同意したことが示された。

今回の会議ではホスト国である英国のブラウン首相が、国際金融システムの安定化・危機防止にむけて、金融監督や資本規制の強化だけでは十分でないとして、金融システムリスクを反映した保険制度、整理基金、予防的な資本準備、国際金融取引税（所謂トービン税）などの検討をよびかけたことが注目された。

トービン税とは

このうち国際金融取引税、所謂トービン税とは、1970年代に米国の経済学者ジェームズ・トービンが提唱したもので、国際金融取引に対し低率の課税を行うことで、動きの速い投機取引の抑制をめざしている。今年10月にブラジルが過剰な短期資金の流入抑制のために引き上げた金融取引税もこの一種といえる。トービン税については、実務上のさまざまな問題や、局地的な導入は資本の流れに歪みをもたらす危険があるなどの批判から、国際的にはあまり取り上げられてこなかった。

しかし、数々の国際金融危機を経て、特に1990年代以降には投機的な金融取引拡大の弊害が問題視されるようになったことを背景に、反グローバル化の運動ともつながり、国際的にトービン税を課して、得られた税収を途上国の開発支援や金融危機救済にむけるべきとの議論がなされるようになった。

なぜ今トービン税なのか

また、ここへきて急速にトービン税の議論が高まっているのは、サブプライム金融危機を受けて、各国とも金融機関救済に多額の公的負担を強いられており、金融危機対応およびその予防のコストを、納税者と金融市場参加者との間でどのように公平に負担するかという議論の一環としてである。国際金融取引に対して広く浅く課税をすることで、過度の投機取引を抑制するとともに、得られた税収を金融危機対策および予防策に使用することを通じて、金融市場参加者にもコストを負担させたいという声を反映したものである。9月のピッツバーグでのG20首脳会議に際しても、英独仏の首脳が国際金融取引税について前向きな姿勢を示し話題となった。また、ドイツのシュタインブルック蔵相は9月にFT紙への寄稿でグローバルな金融取引税の導入を提唱し、G20での議論を呼びかけた。

比較的前向きな欧州主要国 VS 米国は反対

このように欧州主要国政府サイドが、程度の差はあれ、国際金融取引税に前向きな姿勢を示しているのに対し、G20蔵相・中銀総裁会議では、米国、カナダ、ロシアは批判的な姿勢を示したようだ。ECBのトリシェ総裁は「納得していない」とコメントし、IMFのストラスカーン専務理事も、技術的に無理があるとして否定的コメントをしている。ただしIMFは金融安定化にむけたコスト負担のあり方の見直しについては別途検討中

とのことである。また EU では蔵相会議で国際金融取引税について今後検討・協議に入ることが合意された模様である。

欧州域内だけでも先行すべきという議論と、国際的に広く導入するのでなければ、意味がないどころか、むしろ資金の流れを歪めるとの批判も強い。英ブラウン首相のスピーチでも、グローバルに導入し金融取引に歪みをもたらさないことが前提とされているが、国際的合意にはほど遠い。

金融市場の安定／危機防止策は各国共通の課題であり、政策協調が必要な分野の一つであろう。十分な議論をつくすことが望まれる。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2009 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>